

## 錦江町農業委員会 3月定例総会会議録

○ 開催日時 令和6年3月26日（火） 午後1時30分から

○ 開催場所 本庁2階会議室

○ 委員（農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人）

会長	1番	安水 純一
会長代理	2番	鳥越 秀一
委員	3番	宿利原 勝吉
委員	4番	元丸 敏朗
委員	5番	宿利原 進
委員	6番	安田 憲次
委員	7番	徳永 哲朗
委員	8番	鍋 康博
委員	9番	貫見 和洋
委員	10番	畠中 正秋
委員	11番	本釜 好子
委員	12番	寺田 郁哉
委員	13番	毛下 利美
委員	14番	内藪 雄治

農地利用最適化推進委員	内藪 政文
農地利用最適化推進委員	山中 徹
農地利用最適化推進委員	水流 佳文
農地利用最適化推進委員	竹原 政洋
農地利用最適化推進委員	笹原 幸子
農地利用最適化推進委員	折小野 道男
農地利用最適化推進委員	横原 利己
農地利用最適化推進委員	中野 純治
農地利用最適化推進委員	舞原 幸一郎
農地利用最適化推進委員	白桃 勉

○欠席 なし

○事務局職員 事務局長 池之上 和隆 事務局次長 坂口 美智代  
書記 永田 宗成・折久木 まり子・舞原 利博

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第45号 農地法第3条許可申請について

議案第46号 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地  
利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第47号 非農地証明願について

○事務局	皆さんこんにちは。お疲れさまです。もうそろそろ定刻になりますが、もう皆さんおそろいですので、始めたいと思います。ただいまから令和6年3月錦江町農業委員会定例総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同、礼。農業委員会憲章の朗読に入りますが、本日は9番貫見委員にお願いいたします。
○貫見委員	憲章朗読。
○事務局	ありがとうございました。それでは会長が挨拶申し上げます。
○会長	皆さんこんにちは。大変天気が悪くて農作業等も遅れたり、作物にもいろんな影響が出てきているのではないかと思います。今やるべき仕事を一生懸命取り組んでいけば、きっといい日が来ると思いますので、ともに頑張っていきましょう。また昨日は、県のですね農業会議が総会がありまして、その中でよく出てきたのが、地域計画の話です。今現在大根占地区のほうで、そのモデル地区という形で話合いが始まっていると思いますが、今後皆さんにもいろいろご協力を頂ければならないと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。それではただいまより令和6年3月錦江町農業委員会の議事を開会いたします。今日は全員参加されておりますので、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせいたします。それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に、3番宿利原勝吉委員と4番元丸委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。次に、会務報告についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、3月の会務報告をいたします。12日に第2回地域計画、大根占の馬場城元水田ですが、の策定のための話合いがありまして、本釜委員、山中推進委員、内菌推進委員、それと事務局のほうが出席しております。13日には町議会の一般質問、15日には町議会の最終本会議がございまして、私が出席しております。19日は非農地証明の関係の現地調査を行いまして、元丸委員、鍋委員、毛下委員、白桃推進委員、舞原推進委員に現地の調査をお願いしたところでございます。21日は第4回地域計画及び農地中間管理事業に係る検討会が鹿屋市でございまして、坂口次長と永田書記が出席しております。25日は先ほど会長のお話にもありまして、農業会議の第105回通常総会がございまして、会長と私と出席しております。26日、本日ですが、3月の定例総会。また15時から第2回の錦江町農業振興協議会がございまして、会長に出席していただく予定としております。以上です。
○会長	ただいまの会務報告について、質問等ありませんか。
○委員	なし。
○会長	ないようですので、以上で会務報告を終わり、付議事項に入ります。議案第45号農地法第3条許可申請についてを議題といたしますので、事務局の説明

	をお願いいたします。
○事務局	はい、では3ページをお開きください。受付番号19番です。譲渡人の方が〇〇さん、鹿屋市の方です。経営規模はお目通しください。場所が神川字石ヶ峯8286番、地目は台帳現況とも畑です。地積が838㎡です。譲受人の方が〇〇さん、桜原の方です。経営規模等についてはお目通しください。以上です。
○会長	次に水流推進委員の報告をお願いいたします。
○水流推進委員	はい。この場所は以前から〇〇さんが、ちょっと牛舎の前にある畑で、以前から借りていました。今回、入り口を舗装したいということで、買上げということになったそうです。価格を〇〇円と聞いております。以上です。
○会長	事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め、採決をいたします。お諮りいたします。議案第45号については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがって議案第45号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第46号旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の錦江町長に対する要請についてを議題といたしますが、2回に分けて審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。それでは受付番号452番から462番についての事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では5ページをお開きください。受付番号452、453の貸し人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。場所が2筆ありまして、いずれも田代川原字上馬渡です。地番はお目通しください。地目は2筆とも田です。地積は合計で2,421㎡です。期間が令和6年4月1日から令和11年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号454、455の貸し人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。場所が2筆ありましていずれも田代川原字上馬渡です。地番はお目通しください。地目は2筆とも田です。地積が合計で1,817㎡です。期間が令和6年4月1日から令和11年12月14日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、猪鹿倉の方です。受付番号456番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は田代川原字平石前162番、地目が田、地積が1,725㎡です。期間が令和6年3月27日から令和10年12月14日までです。小作料は米〇〇俵です。借り人の方が、〇〇さん、東中郡の方です。受付番号457、458の貸し人の方が〇〇さん、川北の方です。場所は2筆ありましていずれも城元字三ノ迫です。地番はお目通しください。地目は2筆とも畑です。地積が合計で4,215㎡です。期間が令和6年3月27日から令和10年12月14日までです。小作料は全部で〇〇円です。借

	<p>り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号 459、460 の貸し人の方が〇〇さん、川南の方です。場所が城元字木佐ノ木 5293 番 2 と城元字三ノ迫 4719 番 3 です。地目は 2 筆とも畑です。地積は合計で 3,725 m<sup>2</sup>です。期間が令和 6 年 3 月 27 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は合計で〇〇円です。借り人の方は〇〇さん、川北の方です。次のページになります。受付番号 461 番の貸し人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は城元字木佐ノ木 5293 番 1、地目が畑、地積が 1,177 m<sup>2</sup>です。期間が令和 6 年 3 月 27 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方が〇〇さん、川北の方です。受付番号 462 番の貸し人の方が〇〇さん、鳥淵の方です。場所は田代川原字鳥淵下原 4084 番 2、地目が田、地積が 1,425 m<sup>2</sup>です。期間が令和 6 年 3 月 27 日から令和 10 年 12 月 14 日までです。小作料は〇〇円です。借り人の方は〇〇さん、鳥淵の方です。別紙で今回の借り人の方の経営状況等もありますので、そちらのほうもご覧ください。以上になります。</p>
○会長	<p>事務局からの説明がありましたが、ここで元丸委員の報告をお願いいたします。</p>
○元丸委員	<p>はい。452 号から 455 号まで報告します。貸し人の〇〇さんと〇〇さんは、高齢であり農業をやめるということで、〇〇さんをお願いしたところ。特に〇〇さんの分は、もう 2 年間耕作されずに放置されていたところをお願いして成立しました。借り人の〇〇さんは、畜産を主体にして幅広く頑張っております。認定農業者でもありますし、農地の管理もしっかりされていますので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、貫見委員の報告をお願いいたします。</p>
○貫見委員	<p>はい、報告いたします。456 号の借り人の〇〇さんは、26 歳で私の地区では唯一の若者で頑張っておられます。錦江町の定める要件は、クリアしていると思われしますので、問題はないかと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、畠中委員の報告をお願いいたします。</p>
○畠中委員	<p>457 から 461 について報告します。〇〇君は、甘藷、高菜等を栽培しており、農地の利用状況もよく、問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に、白桃推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○白桃推進委員	<p>462 の件について報告します。〇〇さんが病弱であり、借り手を探していましたところ、〇〇さんが作ってくれるということでお願いしました。〇〇さんは、まだ若くて仕事に熱意を持って一生懸命されておりますので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>事務局の説明と担当委員の報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>
○会長	<p>質疑なしと認め、採決いたします。受付番号 452 番から 462 番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
○委員	<p>なし。</p>

○会長	異議なしと認めます。したがいまして受付番号452番から462番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。次に、受付番号463番から472番について審議しますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、引き続き6ページになります。これからの案件につきましては、農地中間管理事業に係るものになりますので、借り人の方は全て県の地域振興公社となっております、また期間につきましても全て令和6年3月31日から令和11年3月30日までとなっております。では受付番号463番の貸し人の方が〇〇さん、中村の方です。場所が田代麓字中村上原5546番5、地目が畑、地積が5,057㎡です。小作料が〇〇円です。受付番号464番の貸し人の方が〇〇さん、肝付町の方です。場所は田代麓字油木田934番1、地目が田、地積が1,542㎡です。小作料は〇〇円です。受付番号465、466の貸し人の方が〇〇さん、橋ノ口の方です。場所は2筆ありまして、いずれも田代麓字池増です。地番はお目通してください。地目は2筆とも田です。地積が合計で1,987㎡です。小作料は合計で米〇〇kgとモチ米〇〇kgです。受付番号467から470の貸し人の方が〇〇さん、錦江園の方です。場所は4筆ありまして、いずれも田代麓字前田です。地番はお目通してください。地目はいずれも田です。地積が合計で3,620㎡です。小作料につきましては合計で米〇〇kgです。受付番号471、472の貸し人の方が〇〇さん、平石の方です。場所は2筆ありまして、いずれも田代川原字下栗山です。地番はお目通してください。地目は2筆とも田です。地積が合計で2,959㎡です。小作料は合計で〇〇円です。また、別紙でA3の横長用紙がありますので、そちらのほうに今回の分の配分計画案もありますので、そちらもご参考ください。以上です。
○会長	ただいま事務局からの説明がありましたが、質疑はありませんか。
○委員	なし。
○会長	質疑なしと認め採決いたします。受付番号463番から472番については、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして、受付番号463番から472番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。続いて議案第47号非農地証明願についてを議題といたしますので、事務局の説明をお願いいたします。
○事務局	はい、では8ページをお開きください。はい、受付番号8番です。申請日は令和6年2月28日です。申請人の方が〇〇さん、瀬戸口の方です。場所は田代川原字瀬戸口4133番8、地目は台帳が畑で現況は宅地です。地積が232㎡です。受付番号9番の申請日は令和6年2月28日で、申請人の方が〇〇さん、鹿児島市の方です。場所は田代麓字馬場頭3577番1、台帳地目は畑で、現況は原野です。地積が328㎡です。受付番号10番の申請日は令和6年3月1日で、申請人の方が〇〇さん、早瀬の方です。場所が2筆ありまして、いずれも

	<p>田代川原字早瀬ノ原です。地番はお目通しください。地目は2筆とも台帳は畑ですが、現況のほうは2筆とも山林となっております。地積が合計で5,520㎡です。9ページのほうに大体の位置図がありますけれども、8番のほうは瀬戸口、照葉樹の森に向かう途中のところとなります。9番は田代の入り口付近のほうになります。10番のほうは早瀬の集落のちょっと上のほうになります。具体的な場所が10ページからになりまして、10ページのほうの地図がちょっと分かりづらいんですが、大体真ん中ぐらいがですね申請地の4133番8です。で、左側に川がありますけれども、川の隣の道路が照葉樹の向かう道路になっておりますが、その手前側、真ん中より右側の上のほうのところにあるところで、ちょっと細いほうの道に入ったところの左手側にあるような形です。工場に入ったところですかね。うん、ちょっと工場に入ったところの、途中にあるところですよ。11ページが、こちらのほうがここも真ん中にありますが、真ん中にですね9番の申請地3577番1があります。こちらはグラウンドの手前側ですね。3542の1っていうのが真ん中より左下にありますが、ここが公民館になっておりますので、その公民館の前のすじを、ちょっと細いすじをですね入って行ったところになっております。めくりまして12ページが10番の申請です。こちらまた場所がですね、説明が難しいんですが、右上の方に神社があるんですけど、ちょっと図面では写っていないんですけど。921、922の先の方に神社があるような場所になっておりまして。場所としては早瀬の集落の外れのほうの上のほうの山といったような感じになっております。ちょっと場所については説明はちょっと分かりにくいかもしれませんが、以上のようなこととなります。以上です。</p>
○会長	<p>事務局からの説明がありましたが、ここで元丸委員の報告をお願いいたします。</p>
○元丸委員	<p>はい、報告します。3月19日、事務局の3人と白桃推進委員で現地確認をいたしました。もともとアジサイ等を植えてあるところでありまして、また雑木も入ってきておりましたので、農地にするのは難しいということで、非農地として判断をしたところでありまして。よろしく申し上げます。</p>
○会長	<p>次に鍋委員の報告をお願いいたします。</p>
○鍋委員	<p>はい、9番の報告をします。19日午後1時15分頃より、事務局3名の方と毛下委員の計5名で調査をしました。場所はもう先ほど説明を聞いていただいたとおりです。今回原野という形で、非農地証明が上がってきておりますが、現地は半分ほどが雑木や竹が生えておりますが、下払い等の管理もされている状況です。そのような状況であることから本当に非農地としていいのか私としては判断に迷っている所ですので、一緒に現地確認をされた毛下委員と事務局の方のご意見も伺っていただけたらと思います。</p>
○会長	<p>次に白桃推進委員の報告をお願いいたします。</p>
○白桃推進	<p>19日の日に事務局の方それから舞原委員と現地を確認してもらいました。</p>

委員	<p>現地は、先ほど説明がありましたとおり、早瀬瀬戸口線のちょこっと入ったところから、高台に上がったところです。現地はもう杉が20年位、もう一つはクヌギを植えて、もう1回は切ってまた後が10年ぐらいというような感じでした。これはもう周りもほとんど耕作している畑がなくて、原野か杉山になっています。もうここを畑としてできるような状態じゃありませんでしたので、非農地でもいいのではと判断しました。よろしくをお願いします。</p>
○会長	<p>先ほど鍋委員のほうから話がありましたが、毛下委員お願いいたします。</p>
○毛下委員	<p>はい。全体に茂ってるんじゃないくて、昔で言う一部屋敷になってるところはちょっと草が払った後のような感じで、人が入れない状態ではなかったです。出入口は、竹が茂って雑木がかなり大きくなってましたので、入るっていうことは、何かできなかつた様子でした。一部管理しているところがあるもんだからそこが引かかかったんじゃないかなと思うんですけど。</p>
○事務局	<p>そうですね大体毛下委員が言ったとおりですが、場所としても一段上に上がったところでもあり、また面積的にもそこまで広くもないと。また竹等も生えてきているという状況で。そしてまた宅地の隣でもありましたので、宅地の一部とみれるのではないかと思いました。面積も広くなく、また入り口もよくないので農地としての利用価値としては高くないというふうに判断をしたところです。</p>
○会長	<p>今3件のことについて報告がありましたが、何か皆さんからの質疑等はないでしょうか。</p>
○貫見委員	<p>はい。これは面積も小さくてですよ。今後、畑として利用する方もいらっしゃるなければ、もうどっちみち今後はさらに荒れてくる一方だと思いますので、認めてもいいんじゃないかと私は思いますけど。</p>
○会長	<p>はい。ほかに。意見のある方はおられないでしょうか。</p>
○宿利原勝吉委員	<p>はい。私もそう、今貫見さんが言ったような意見だと。誰かあとを作ったあればじゃが、誰も作り手がおらんわけじゃつどが。そいであれば、非農地にしてもいいんじゃないかと思っただ。</p>
○事務局	<p>すみません。一緒に現地調査をしたんですけども、鍋委員の言われることも、理解はしておりますが、実際のところが、永田が言いましたように宅地に附属した農地であって、家庭菜園的な。結局なんていうか登記簿上は本来なら宅地でもいいような土地であります。で、半分のほうは植栽をされていらっしゃるって、もう木が生えていて道路からの入り口があったところはもう木で塞がって入れない状況。機械等を入れられないところです。1mほど段差が、宅地より高いところで、機械を入れるとなると梯子を掛けるとか、何らかのしなないと入れられないので。使ったとしても家庭菜園ですので、原野ではなくても宅地の雑種地という形になってくるのではないかと思いますので、今回の非農地判断はもう仕方がないのかなっていうふうには思っております。</p>
○鍋委員	<p>会長、私はもう皆さんの意見がそういうほうでまとまるのであれば、何ら差</p>

	し支えありません。
○会長	はい、分かりました。それではほかに質疑はないでしょうか。
○委員	なし。
○会長	それでは質疑なしと認め採決いたします。お諮りいたします。議案第 47 号については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。
○委員	なし。
○会長	異議なしと認めます。したがいまして議案第 47 号については、原案のとおり決定いたしました。以上で令和 6 年 3 月 錦江町農業委員会定例総会の付議事項の協議を終了いたします。
○事務局	はい、ありがとうございました。それでは、以上をもちまして令和 6 年 3 月 錦江町農業委員会定例総会を終了いたします。姿勢を正してください。一同礼。

錦江町農業委員会会議規則第 23 条第 2 号の規定により署名する。

会 長

3 番

4 番

議事録調整者